

新型コロナウイルス感染症対策について

青森県内の運転免許更新窓口では、「施設内の消毒」「講習会場の換気」等の感染症予防対策に努めております。

来庁される場合は、可能な限りマスクを着用し、発熱等の症状がある方は、無理な来庁は避けてください。また、施設の出入口に設置した手指消毒液による消毒をお願いします。

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続きを受けることができない・できなかった方については、以下のとおり対応します。

免許証の更新期限が過ぎてしまいそうな方

【対象者】

免許証の更新期限が令和2年7月31日までの間である方

更新期限の前に、運転免許センターや警察署等に申請していただくことで、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります。**(申請は、代理申請や郵送による申請も出来ません。)**

3か月間の延長期間中に、講習の受講や適性検査の受検を含む、**通常の更新手続きを改めて受けていただく必要**があります。

免許証の更新期限が過ぎてしまった方

運転免許証を更新できず、免許を失効させてしまった場合には、失効から6か月以内であれば学科・技能試験を受けることなく免許の再取得が可能です。

代理申請、郵送による手続きの方法など、詳しくは、青森県運転免許センターまでお問い合わせください。

問合せ先: 青森県運転免許センター 017-782-0081